

公立大学法人愛媛県立医療技術大学科学研究費補助金取扱要綱

平成 22 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 愛媛県立医療技術大学（以下「本学」という。）における科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第 179 号。以下「適化法」という。）、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第 110 号）及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成15年規程第17号）その他関係法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(法令等の遵守)

第 2 条 補助金の交付を受けて補助事業を実施する研究代表者又は研究分担者（以下「研究者」という。）は、適化法その他の法令等及び補助条件を遵守しなければならない。

(補助金の管理)

- 第 3 条 交付を受けた補助金は、本学において機関管理するものとする。
- 2 補助金は、理事長名義の銀行普通預金口座に預け入れるものとする。
 - 3 預金により生じた利息は、本学に譲渡しなければならない。
 - 4 補助金の経理及び出納事務は、事務局において行う。
 - 5 理事長は、補助金の管理を統括し、その経理及び出納を適正に行うよう職員を指導する。
 - 6 事務局長は、理事長を補佐し、補助金の経理及び出納事務を指揮する。

(契約手続等)

第 4 条 事務局は、研究者に代わり、契約、発注、検収、支払等の諸手続及び補助金に係る申請、報告等の諸手続を行う。

(経理等)

第 5 条 補助金の経理及び出納事務は、別に定める公立大学法人愛媛県立医療技術大学科学研究費補助金会計事務処理要領による。

(寄附)

第 6 条 研究者は、補助金により購入した図書、管理物品、及び固定資産を本学に寄附するものとする。

(不正防止対策)

- 第 7 条 補助金に係る不正の防止を推進するため補助金相談窓口を経営企画グループに開設して、学内外を問わず相談等に応じるとともに、不正防止担当者に経営企画グループ主幹の職にあるものをもって充て、不正の未然防止に努めるものとする。
- 2 不正防止担当者は、不正な取引に係る情報を収集した場合は、直ちに理事長及び事務局長に報告する。

- 3 理事長及び事務局長は、前項の報告を受けたときは速やかに必要な措置を講じるものとする。
- 4 不正な取引を防止するため、取引業者に対して原則として誓約書（別記様式）の提出を求めるものとする。

（監査）

第8条 毎年度、補助事業について、内部監査を実施する。

- 2 内部監査は2名以上の監査員で行うものとし、監査員はその都度理事長が教職員のうちから指名する。
- 3 監査員は、監査の結果を理事長に報告するものとする。
- 4 理事長は、監査の結果により補助事業の執行について必要な措置を講じるものとする。

（証拠書類の保管）

第9条 補助金の収支関係を明らかにした証拠書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管するものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月17日から適用する。

ただし、第3条第3項の規定は、平成26年4月1日に遡って適用する。